

## 国立国会図書館展示会出品資料貸出規則

(昭和六十一年十二月一日国立国会図書館規則第十号)

改正	平成	二年	九月	十八日	国立国会図書館規則第二号
	同	六年	三月	二十三日	同 第一号
	同	十四年	九月	三十日	同 第九号
	同	十六年	十二月	二十八日	同 第七号
	同	二十五年	三月	十四日	同 第一号
	同	二十六年	四月	一日	同 第四号
	同	二十七年	三月	二十六日	同 第二号
	令和	三年	八月	三十一日	同 第四号

### (趣旨)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)が所蔵する図書その他の図書館資料(以下「資料」という。)の展示会への出品を目的とする貸出は、この規則の定めるところによる。

### (貸出を受けることができる者)

第二条 貸出を受けることができる者は、国若しくは地方公共団体の機関又は社会教育若しくは学術研究の団体その他館長が特に公共的性格を有すると認める団体で、公共的性格を有する展示会を主催しようとするものとする。

### (貸出をしない資料)

第三条 次の各号に掲げる資料は、貸出をしない。

- 一 汚損又は破損が著しい資料
- 二 破損しやすく、保存上特別の注意を必要とする資料

三 その他館長が貸し出すことを不相当と認めた資料

### (貸出期間)

第四条 資料の貸出期間は、輸送に要する期間を除き、一月以内とする。ただし、貴重書、準貴重書その他特別な取扱いを必要とする資料については、十四日以内とする。

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の期間を延長し、又は短縮することができる。

3 館長は、貸出期間内であっても、特別の事由が生じたときは、貸し出した資料の返却を求めることができる。

### (貸出の申込み)

第五条 貸出を受けようとする者は、展示会出品資料貸出申込書(別紙様式第一。以下「貸出申込書」という。)を提出しなければならない。

2 貸出を受けようとする資料が寄託資料であるときは、貸出申込書に当該資料の寄託者の承諾書を添付しなければならない。

3 館長は、特に必要があると認めるときは、展示会場の防災に係る所轄消防署の意見書その他出品資料の保護措置に係る書類の提出を求めることができる。

第六条 前条の規定により提出を求められた貸出申込書その他の書類は、貸出を受けようとする日の二十日前までに提出しなければならない。

### (展示会出品資料貸出承認書の交付)

**第七条** 館長は、提出された貸出申込書その他の書類に基づき必要な審査を行い、貸出をすることが適当であると認めるときは、展示会出品資料貸出承認書（別紙様式第二）を交付する。

2 前項の展示会出品資料貸出承認書には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

一 貸出を受けた資料は、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

二 貸出を受けた資料は、当該展示会への出品以外の目的のために利用しないこと。

三 その他館長が必要と認めた事項

**（資料の貸出及び返却）**

**第八条** 資料の貸出を受ける者は、来館して展示会出品資料借用書（別紙様式第三）を提出のうえ、館の職員から直接当該資料の引渡しを受けなければならない。

2 貸出を受けた資料を返却するときは、貸出を受けた者が当該資料を館に持参し、館の職員に直接引き渡さなければならない。

3 前項の規定により資料を返却した者には、返却資料受領書（別紙様式第四）を交付する。

**（第二種資料に係る特例）**

**第九条** 館長は、第二種資料（館の蔵書として長期に保存し、利用に供することを目的とする資料の重複資料で、長期の保存を目的としないものをいう。）については、第七条第一項の規定にかか

わらず、別に定める貸出承認書を交付することができる。この場合において、貸出しを受けた資料は善良なる管理者の注意をもって取り扱うことその他の必要な条件を付するものとする。

2 前項の貸出承認書の交付を受けた者は、前条第一項の規定にかかわらず、書留郵便その他これに類する方法（以下この条において「書留郵便等」という。）により、当該貸出承認書に係る資料の貸出しを受けることができる。

3 前項の規定により資料の貸出しを受けた者が当該資料を受領したときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により展示会出品資料借用書を提出しなければならない。

4 第一項の規定により交付を受けた貸出承認書に係る資料を返却するときは、前条第二項の規定にかかわらず、書留郵便等によることができる。この場合において、前条第三項の規定を準用する。

**（貸出資料の亡失又は損傷）**

**第十条** 資料の貸出を受けた者が当該資料を亡失し、又は損傷したときは、直ちに館に通告し、必要な措置を講じなければならない。

2 館長は、資料を亡失し、又は損傷した者に対し、別に定めるところにより、その損害の賠償を求めることができる。

(様式の特例)

第十一条 外国の団体に対する資料の貸出しについては、様式第一から様式第四までの様式に代えて、館長が別に定める英文の様式によることができる。

附 則

この規則は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月十八日国立国会図書館規則第二号)

この規則は、平成二年九月十八日から施行し、改正後の国立国会図書館展示会出品資料貸出規則第二条の規定は、平成二年九月七日から適用する。

附 則 (平成六年三月二十三日国立国会図書館規則第一号)

この規則は、平成六年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成十四年九月三十日国立国会図書館規則第九号)

この規則は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則 (平成十六年十二月二十八日国立国会図書館規則第七号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月十四日国立国会図書館規則第一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月一日国立国会図書館規則第四号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十六日国立国会図書館規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前の国立国会図書館展示会出品資料貸出規則に規定する様式による展示会出品資料貸出申込書、貸出承認書及び借用書は、この規則による改正後の国立国会図書館展示会出品資料貸出規則に規定する様式による展示会出品資料貸出申込書、展示会出品資料貸出承認書及び展示会出品資料借用書とみなす。

附 則 (令和三年八月三十一日国立国会図書館規則第四号)

この規則は、令和三年八月三十一日から施行する。

(様式第一) 表面

年 月 日

国立国会図書館長殿

機 関 名

代表者名

住所又は所在地

## 展 示 会 出 品 資 料 貸 出 申 込 書

下記のとおり、展示会出品資料の貸出しをお願いいたします。

記

1. 資料名、点数・冊数等、請求記号

(裏面に続く)

(様式第一) 裏面

(表面から続き)

2. 貸出期間 (輸送に要する期間を除く。)
3. 輸送に要する期間
4. 展示期間
5. 展示会の名称
6. 展示会の趣旨 (出品予定資料数を含む。)
7. 主催者・後援者等
8. 開催場所・開催期間
9. 展示資料の態様・保護の方法 (展示会場の図面、警備計画、非常時の待避計画等を含む。)
10. 輸送の方法
11. 資料の取扱担当者

(様式第二) 表面

(文書記号番号)

年 月 日

殿

国立国会図書館

(部局) 長

(部局長名)

## 展示会出品資料貸出承認書

下記のとおり承認いたしますので、貴機関の代表者名による展示会出品資料借用書を持参の上、(部局課名)へお越してください。

記

1. 資料名、点数・冊数等、請求記号

(裏面に続く)

(様式第二) 裏面

(表面から続き)

2. 貸出期間 (輸送に要する期間を除く。)
3. 輸送に要する期間
4. 展示期間
5. 展示会の名称
6. 貸出しの条件
  - 1) 貸出しを受けた資料は、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
  - 2) 展示会場の防火災には万全の措置を講じること。
  - 3) 展示に当たっては、資料を施錠の完全なケースに納めるなど、損傷、亡失、滅失又は盗難を生じないよう、十分な設備を用意すること。
  - 4) 参観者の人数に対応して警備員等を配置すること。
  - 5) 輸送、こん包及び展示については、資料の保全のために適切な措置を講じること。特に貴重書、準貴重書その他特別な取扱いを必要とする資料については、輸送及びこん包を専門業者に行わせるなどの措置を講じること。
  - 6) 貸出しを受けた資料に損傷等が生じた場合は、直ちに当館に通告し、必要な措置を講じること。(資料の損傷等による損害は、館の指示に従って賠償していただくこととなります。)
  - 7) 貸出しを受けた資料は、当該展示会への出品以外の目的のためには利用しないこと。特に、無断で複製 (刊行物への掲載、写真撮影、テレビ放映等) 又は第三者への複製の許可はしないこと。
  - 8) 展示に当たっては、当館所蔵資料であることを明示すること。
  - 9) 展示内容の詳細を確認することができる資料を当館資料所管課ごとに1部ずつ当館に提出すること。
7. 貸出しの条件に違反した場合の措置等

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の規定又は館が指示する条件に違反した場合その他の特別の事由が生じたときは、館は、貸出期間内であっても、貸出資料の返却を求めることができるものとする。

(様式第三)

## 展示会出品資料借用書

国立国会図書館長殿	借 受 日	年 月 日
	返却予定日	年 月 日
借受機関 (代表者名)		
住 所 及 び 電 話	電 話 ( )	
請求記号	借 受 資 料 名	借受点数・冊数等
		計

返却日 年 月 日



(様式第四)

## 返却資料受領書

殿

受領日

年 月 日

受領者	国立国会図書館 部(局)長 (部局長名)
-----	-------------------------

請求記号	借受資料名	返却点数・冊数等
		計